

インバランス単価中央算定システムに関するよくあるご質問

No.	分類	ご質問	回答
1	算定	インバランス制度とはどのようなものか。	インバランスとは、小売電気事業者等が、接続供給、発電量調整供給、需要抑制量調整供給において、計画電力量に対し同時間量を達成できない場合に発生する差分を指します。このインバランスは、一般送配電事業者が調整力を用いて対応することから、インバランス料金として小売電気事業者等との精算を行います。 インバランス制度の詳細はリンク先の 資料および動画 をご確認ください。
2	算定	2022年4月から開始された新たなインバランス制度において、インバランス料金単価はどのような方法で算定しているのか。	制度設計専門会合における詳細設計のとりまとめに基づき、インバランス料金は、その時間における電気の価値を反映するよう、以下により算定します。 ア) インバランス料金はエリアごとに算定する。(調整力の広域運用は考慮) イ) コマごとに、インバランス対応のために用いられた調整力の限界的なkWh価格を引用する。 ウ) 需給ひっ迫時における不足インバランスは、系統全体のリスクを増大させ、緊急的な供給力の確保といったコスト増をもたらすことを踏まえ、そうした影響がインバランス料金に反映されるよう、需給ひっ迫時にはインバランス料金が上昇する仕組みを導入する。 ※なお、kWh需給ひっ迫時補正インバランス料金の導入に当たっては、インバランス料金算定システムの改修やkWh余力率算定のシステム化を要することから、その導入時期については、システム改修が完了次第導入することとなっております。 ※詳細につきましては、「 2022年度以降のインバランス料金制度について(中間とりまとめ) 」をご参照ください。 上記の詳細設計に基づき、一般送配電事業者にてインバランス単価中央算定システムを構築しております。単価算定方法はリンク先の 資料および動画 をご確認ください。
3	算定	インバランス料金単価の基本的な決め方として、調整力の限界的なkWh価格となるが、調整力の広域運用に用いるために需給調整市場で調達してきた調整力のこととなるのか。	広域運用される調整力としては、調整力公募で調達した電源Ⅰや需給調整市場で調達した調整力、その他余力を活用する電源Ⅱといったものがあります。これらが、ゲートクローズ以降、一般送配電事業者により運用され、これらの限界的なkWh価格がインバランス料金に反映されます。
4	算定	「インバランス料金単価ファイル」は通常実需給終了後30分以内に更新が完了し、確定となる認識で良いか。	2022年度以降のインバランス料金単価は、実需給終了後30分以内に公表される単価が確定値となります。ただし、算定諸元の差替え等が発生した場合は、事後的に再算定を行い、単価の差し替えを実施することがあります。再算定後の料金単価ならびに算定根拠は「更新情報一覧」に掲載させていただきますので、ご確認をお願いいたします。なお、計画停電等、事前に単価変更の可能性がある場合は、当該一般送配電事業者のHP等を引用し、インバランス料金情報公表ウェブサイトの「お知らせ一覧」に掲載させていただきますので、ご確認をお願いいたします。
5	算定	「インバランス料金単価算定根拠ファイル」は30分に2回更新されるのはなぜか。	情報公表ファイル一覧のうち、kW需給ひっ迫時補正インバランス料金のみはゲートクローズ後すみやかに公表することになっており、他のファイルは実需給後に公開するため、更新タイミングが30分に2回となります。
6	算定	広域需給調整システム(KJC)等から、単価算定に必要なデータが届かなかった場合に適用・公表される単価はどのようなになっているのか。	システムトラブル等によりインバランス料金単価算定に必要な各システムからの算定諸元が届いていない場合においても、タイムリーな単価公表を継続するため、電力・ガス取引監視等委員会主催の作業会において、通常算定時に、インバランス単価中央算定システムに届いている算定諸元データを基に、そのコマのインバランス料金単価を算定・公表することとしております。具体的に、どの算定諸元データを使用するかについては下表を参照ください。 上記に限り「卸市場価格補正」を適用する場合があります。 (2022年4月以降のインバランス料金単価は、2021年10月1日開催された 第65回制度設計専門会合 にて、インバランス単価中央算定システムへ単価算定に必要な情報が届いている場合においては、「卸市場価格補正」を行わないことが決定しました。 上記の決定を踏まえ2021年12月21日開催された 第68回制度設計専門会合 で提示された「 2022年度以降のインバランス料金制度について(中間とりまとめ) 」も、通常算定時においては、「調整力の限界的なkWh価格」、「kW需給ひっ迫時補正インバランス料金」または「kW需給ひっ迫時補正インバランス料金」の低いものを、そのコマのインバランス料金単価とする、と修正されています。 なお、kWh需給ひっ迫時補正インバランス料金の導入に当たっては、インバランス料金算定システムの改修やkWh余力率算定のシステム化を要することから、その導入時期については、システム改修が完了次第導入することとなっております。)
7	算定	インバランス料金情報公表ウェブサイトでは、余剰、不足の項目が設定されているが、新インバランス料金制度では、余剰・不足の単価に不整合が出てくることはないという理解でよいのか。	その通りです。当初の制度設計では、卸市場価格による補正(P補正)を設定しており、この補正が適用された場合は、余剰インバランス料金と不足インバランス料金で異なる料金が算出されました。しかし、P補正については、 第65回制度設計専門会合 (2021年10月1日)の議論により、導入が見送られました。他方でP補正に関しては、新インバランス料金制度の開始後、系統不足時にインバランス料金が市場価格を下回る(系統余剰時にインバランス料金が市場価格を上回る)事象がどの程度発生するか、その状況を注視していくこととなっているため、システム上は余剰、不足の項目を残しております。
8	算定	kWh需給ひっ迫時補正インバランス料金では、kWh余力率3%未満の時間帯において80円/kWhのインバランス料金が適用されることとされた。現在のkWh余力率は一週間単位で計算されるため、kWh余力率3%未満の時は、一週間、kWh需給ひっ迫時補正インバランス料金80円/kWhが続くという認識でよいのか。	現状、kWh余力率は一週間単位で計算されるため、更新頻度が週間ごとであればご認識のとおりとなります。 なお、kWh需給ひっ迫時補正インバランス料金の導入に当たっては、インバランス料金算定システムの改修やkWh余力率算定のシステム化を要することから、その導入時期については、システム改修が完了次第導入することとなっております。
9	算定	kWh需給ひっ迫時補正インバランス料金の導入に当たり必要なシステム改修は、いつ頃に完了する予定か。	現時点では未定です。
10	算定	インバランス料金は、調整力の限界的なkWh価格とkW需給ひっ迫時補正インバランス料金の比較で高い方となるが、補正料金算定インデックスが10%未満でない場合は、kW需給ひっ迫時補正インバランス料金は設定されないのか。	kW需給ひっ迫時補正インバランス料金は、補正料金算定インデックスが10%未満時に適用されます。その上で、調整力の限界的kWh価格とkW需給ひっ迫時補正インバランス料金を比較した結果、どちらか高い方がその時間帯のインバランス料金となります。 なお、インバランス料金情報公表ウェブサイトでは、調整力の限界的kWh価格とkW需給ひっ迫時補正インバランス料金のどちらの価格も公表されます。
11	算定	kW需給ひっ迫時補正インバランス料金200円/kWhの暫定期間(2022年度、2023年度)終了後は600円/kWhが適用されることは決まっているのか。	暫定措置期間終了後は、kW需給ひっ迫時補正インバランス料金の上限価格は600円/kWhにすることを原則としています。ただし、暫定措置期間中のインバランスの発生状況やインバランス料金の状況、リスク回避のための手段の整備状況などを確認した上で、必要に応じ、暫定的な措置の延長や段階的変更が検討されます。
12	算定	太陽光等の出力抑制時のコマで、かつ「系統余剰」となった場合については、実際に稼働した調整力の限界的なkWh価格を引用するのではなく、インバランス料金が0円/kWhとなるが、発電量調整受電電力量以外にも接続対象電力量(需要側)にも0円/kWhが適用されるとの理解でよいのか。	その通りです。なお、太陽光等の出力抑制時のコマにおいて「系統不足」となった場合、インバランス料金には0円/kWhが適用されないこととなります。

